

# スポーツ参加の多様化と21世紀社会に向けた スポーツ振興の機軸

「する」スポーツへの多様な関わり方の振興

高橋伸次 時本識資

Diversification of Sport Participation and  
Axis for Sport Promotion in the 21st Century

Shinji Takahashi Tsunetsugu Tokimoto

我が国における現代のスポーツは、大衆化や高度化とともに、さまざまな価値や概念が認められる多様性をも、その背景としている。したがって、かかるスポーツ振興は、それを反映した価値多元的な視点をもつ政策志向へと方向づけられている。そしてそれは、スポーツ事態において「する」ことと「みる」ことのあいだに分極化が進展していくといった今日的現象を顕在化させている。

しかし他方で、少子・高齢化が進み、先端技術の進展にともなう人間性の喪失や地域社会の崩壊などさまざまな課題をかかえる現代社会は、「するスポーツ」のもたらず社会的機能に大きな期待を寄せている。

そういった状況のなか、「する」ことを支援するスポーツへの関わり方という領域が、新しいスポーツ概念としてクローズアップされてきている。

Contemporary sport in our country has been popularized and technically advanced, while at the same time, their background encompasses a diversified array of various values and concepts. Thus the promotion of sport has been directed towards policies that have multi-dimensional views reflecting those diversifications. This has resulted in a contemporary phenomenon in which both “play” and “watch” have concurrently developed.

On the other hand, the modern Japanese society is now confronted with a decreasing adolescent population and an ever increasing elderly population, and challenged with problems such as loss of humanity and destruction of the community, expects the social

function brought by “ sport which are to play ”.

In these circumstances, the idea that supports the “ play ”side of the sport has been brought to the for as a new concept.

はじめに

現代スポーツの生成過程にみる「する」「みる」機能

- (1) 競技スポーツの復興と「みる」「よむ」「きく」スポーツの増大
- (2) スポーツの大衆化と「する」スポーツへの転換
- (3) スポーツへの価値意識の変化と「する」スポーツの日常化
- (4) スポーツの高度化と「みる」スポーツの復権

現代スポーツの振興方向

- (1) スポーツへの多様な関わり方の振興
- (2) 21世紀社会に向けたスポーツ振興の視座

「する」スポーツへの多様な関わり方

- (1) スポーツを「ささえる」スポーツボランティア
- (2) スポーツボランティアの定義
- (3) 「する」スポーツへのボランティア
- (4) 生涯学習と「する」スポーツへのボランティア

結びにかえて

## I はじめに

現在、人びとのスポーツへの参加には、自らスポーツを「する」ことだけでなく、「みる」ことで楽しんだり、また最近では、オリンピックをはじめとする各種の国際競技大会の運営をボランティアとして「ささえる」といったものも活発になっているなど、その形態は多様性を増してきている。こういった多様化の背景には、スポーツがひとつの文化として認められ、その大衆化が受容される社会の安定と、スポーツに多くの文化価値を発生させ得るしくみを開発してきた社会の発展があったことは言うまでもない。

ところで、社会学では、1980年代から21世紀初頭へと連なる日本社会を、「成熟社会」として位置づける試みがみられはじめて<sup>1)</sup>。それは、現代の日本社会が一直線に経済成長をめざした1960年代の「青年期」を脱して、よりゆとりのある「成熟期」にさしかかりつつあるという認識によっている<sup>2)</sup>。この成熟社会とは、ガボール(D.Gabor)によると「人口および物質的消費の成長はあきらめても、生活の質を成長させることはあきらめない世界」<sup>3)</sup>であり、その具体的な姿として

「行政、科学、芸術、スポーツ、娯楽、そして今後発明されるであろう多くの価値の実現が可能な多角的な価値の世界」<sup>4)</sup>や「人びとを幸福へと方向づける希望、遊戯、多様性の提供」<sup>5)</sup>などを構想している。つまり、今日生活様式となりつつあるスポーツ価値にみられる多様性は、成熟社会が内在している諸傾向からの与件として捉えることができ、これからの社会においては、さまざまな価値の実現がさらに可能な価値多元的な世界をもつスポーツがいよいよ出現するということになるであろう。スポーツは、今まさに「豊かな社会」のリアリティとして、多面的にその価値を広げつつある。

本稿の目的は、その価値づけにおいて、あるいはまたその関わり方において多様化している現代スポーツへの生成過程を、かかる機能の推移として社会状況との関連から概観し、21世紀社会に向けたスポーツ振興のあり方について展望することにある。

## Ⅱ 現代スポーツの生成過程にみる「する」「みる」機能

### (1) 競技スポーツの復興と「みる」「よむ」「きく」スポーツの増大

我が国における戦後のスポーツは、「社会教育法」(昭和24年6月)による法的根拠によって「社会体育」としてその大衆化が図られた。ところが、依然として劣悪な社会的・経済的状況はそれを十分には機能させなかった<sup>6)</sup>。その一方で、終戦翌年の昭和21年には第1回の国民体育大会が開催され、また東京六大学野球やプロ野球が相次いで復活するなど、競技スポーツには復興の兆しが見えはじめ、国際的にも第1回アジア競技大会(1951年:ニューデリー)への参加やオリンピック競技大会(1952年:ヘルシンキ)への復帰、またその同年には日本人初のプロボクシング世界チャンピオン・白井義男の誕生など、我が国のスポーツ界は国際舞台への復帰とともにそこでの活躍も見せはじめていた。

自らスポーツを楽しむだけの余裕をもち得なかった多くの一般大衆にとって、こういった各種競技スポーツの息吹きは、敗戦によって打ちひしがれた伝統的ナショナリズムを喚起させるとともに、スポーツ活動への欲求の代償行為として「みる」「きく」「よむ」スポーツへの興味と関心を高める恰好の刺激物となった。とりわけ、昭和26年に開始される民間放送や昭和28年からのテレビ放映は、聴視覚によるスポーツ参加に画期的な道を開くところとなり、プロ野球やプロボクシングのほか、相撲やプロレスリングなどのスポーツファンを茶の間に多数輩出させるとともに、多くのスポーツを大衆化させる気運を高めていった。

### (2) スポーツの大衆化と「する」スポーツへの転換

昭和40年代当時の我が国は、高度に工業社会化が進み、大量生産・大量消費社会へと突入していくなかで高度経済成長期を迎えていた。このドラスティックな経済成長は総体的な生活水準の向上を実現するとともに、技術革新の導入による労働時間の短縮やレジャーに対する価値観の転換<sup>7)</sup>

などによって大衆余暇社会を出現させ、また東京オリンピック（昭和39年）を契機としたスポーツへの関心の高まりも手伝って、人びとのスポーツ実践の可能性を急激に高めていった。それはまた、工業社会の進展にともなう各種公害の発生やモータリゼーションの発達などによる生活の省力化にともなう体力の低下傾向などの新たな「健康不安と人間疎外」のはじまりが、従来の「みる」「きく」「よむ」スポーツから「する」スポーツへの転換を社会的にも醸成させたといえる<sup>8)</sup>。

しかも、昭和40年代後半の列島改造ブームに刺激された土地投資の活発化は、ゴルフ場やスキー場といった大型スポーツ施設への建設熱を急激に高め（図1）、「する」スポーツの展開には、多様化とともに大型化の特徴をも見せていった。

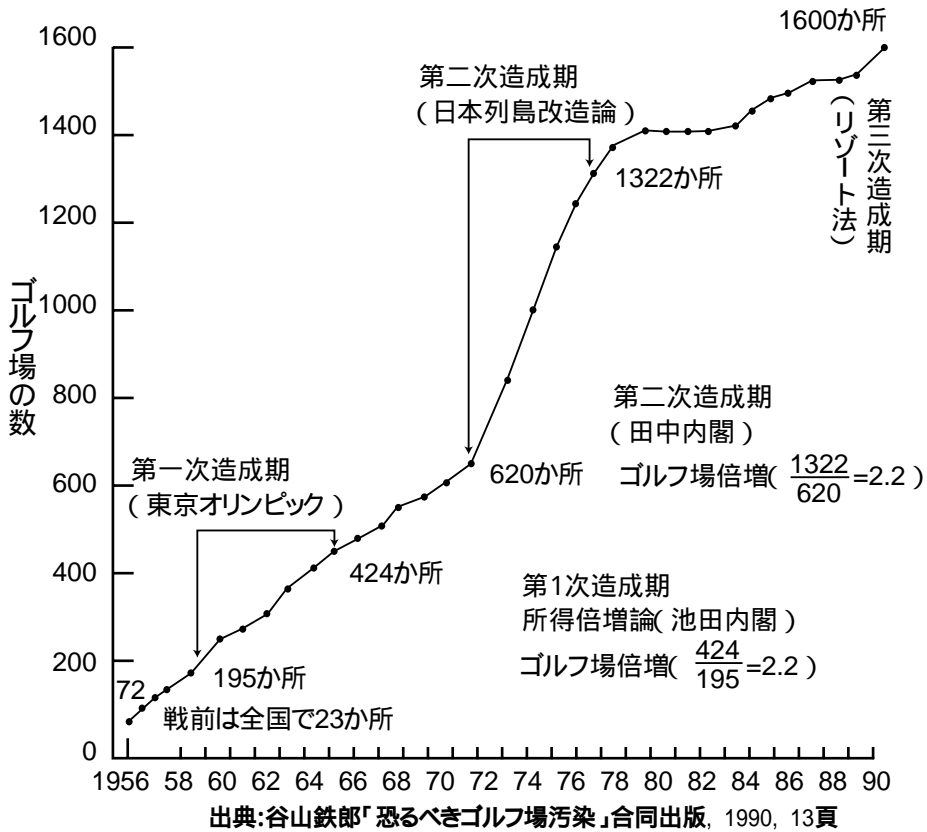


図1 ゴルフ場造成の推移

### (3) スポーツへの価値意識の変化と「する」スポーツの日常化

昭和50年代に入ると、我が国の経済は「オイルショック」（昭和48年）の煽りもあって低成長時代となり、また特に脱工業化社会といわれる段階に入って、人びとの主要な生活関心は物質の追求から豊かさのイメージの追求へと変化していった。そこでは、文化的・精神的な生活の質の充実が

国民価値化されていき、スポーツ活動はそのための一手段としてより身近に位置づけられるようになっていった。

たとえば、健康生活への手軽な実践としてジョギングや健康器がブームになり、また、スポーツウェアやスニーカーが日常着として受け入れられるようになる。なかでも「テニスルック」は、当時お洒落な生活を演出する装いとして大流行し、テニスをすることそれ自体が女性層を中心に生活ファッション化していくなど、スポーツは非日常から日常的なものへと転換していき、生活において様式化されていった。

#### (4) スポーツの高度化と「みる」スポーツの復権

人びとの日常に根をおろしたスポーツは、その日常なるがゆえに、幅広い需要をとまなう消費財として成熟するようになり、かかるスポーツ需要を具体的に実現するための「モノ」「場」「サービス」を提供するスポーツ産業は、とりわけ昭和60年代初頭より進みはじめる円高傾向によって導かれる景気活況を背景として、急速な発展とその広がりを見せていった(図2)。

いっぽう、スポーツ産業の発展を基盤とした施設や用具の開発・改善は、求められる技術やトレーニング方法自体の工夫や開発を進展させ、現代のスポーツ、なかでも競技スポーツは技術的層化を中心に著しく高度化への志向を強めている<sup>9)</sup>。このようなスポーツの高度化は、人びとにおいて、「する」ことそれ自体を楽しむことに価値を見いだしていた段階から、勝敗はもとより高い記録や技術を求めることに価値が転換し、鑑賞対象としての高度なスポーツ体系とその展開への興味と関心を集める傾向を強くしていった。その背景には、テレビを中心とするスポーツジャーナリズムの「みせる」ための演出と生産があり<sup>10)</sup>、商業主義的作用によってイベント化・メディア化したチャンピオンスポーツと、教育としての、あるいは遊戯的なスポーツとの乖離がますます進むなかで、人びとを「する」スポーツから「みる」スポーツへと導いている。

このように、スポーツに内在している「する」「みる」機能は、政治・経済・社会の変化やそこに生きる人びとの価値意識の変化によってその濃淡を示してきた。それは言い換えるならば、人びとが「する」あるいは「みる」というスポーツの価値を内面化し、人びとそれ自体が期待される役割として機能してきた、人びとのスポーツへの社会化のうねりであったともいえる。そしてその結果として、現代のスポーツが人びとの生活において重要な要件のひとつとして確立されてきているといえる。そこでは、どちらが一義的でどちらが二義的であるかといった捉え方はもはや歓迎されず、それぞれの機能を保障するスポーツ価値とスポーツ土壌を創造しつつあるといえる。つまり、現代スポーツへの生成過程とは、とりもなおさず「する」「みる」機能の分離化の過程であり、現代スポーツには、その参加形態において、さまざまな関わりがさまざまな関わりとして存在しうる多様性と、機能しうる多機能性をもち備えている。



### Ⅲ 現代スポーツの振興方向

#### (1) スポーツへの多様な関わり方の振興

近年、スポーツに対するニーズの多様化に対応するスポーツ振興施策は、保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」(平成元年11月)を基本とする「生涯スポーツの推進」として展開されてきた。そこでは、「社会環境や価値観が変化する中で、改めて心身の豊かさ、健やかさが問われている」現代において、スポーツを「心身の両面に影響を与える文化として、心身ともに健康で活力ある生活を営んでいく上で欠くことのできないもの」と意義づけ、また「競技スポーツ選手たちの極限への挑戦は、先端的な学術研究や芸術活動と共通する大きな意義のある文化的行為であり、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるもの」として、「みるスポーツ」の価値についてはじめて取りあげている。

こういった、現実のスポーツ現象に新しい文化価値を見だし、国レベルのスポーツ振興の方向として示していく動きは、同審議会によるその後の答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」(平成9年9月)ではより踏みこんだかたちで具体化されることとなり、「スポーツへの多様なかかわりの促進」として「みるスポーツの振興」をはじめ「スポーツにおけるボランティア活動の振興」や「アフター・マッチ・ファンクションの普及」などの提言がなされている。

これらの提言は、従来の「するスポーツ」の振興ばかりでなく、スポーツをみること、支援すること、あるいはまたそれらの者と選手との交流の場を設けることなど、さまざまなスポーツへの関わりのかたちを積極的に促進していくことで「国民生活の質的向上やゆとりある生活」の実現につなげていこうとする新しい政策志向であり、それはまた、現代のスポーツに支配的となっている「勝利至上主義の考え方」の是正や選手の「人格形成」「教育面」での意義の大きさ、そして何よりも「バランスのとれたスポーツ振興」において重要であるとしている。

#### (2) 21世紀社会に向けたスポーツ振興の視座

スポーツ政策において、このようなスポーツ価値の多元化への志向は、社会の成熟ともなうスポーツ自体の内的な発展からくる社会への機能性の高進の現れとして認識することはできる。しかし他方では、なかなか充実へと向かわないスポーツ環境(体制、制度、施設等)づくりへの対策としての「するスポーツからの隔離」、ないしは「金のかからないスポーツ政策」の反映とみなす向きもある<sup>11)</sup>。事実、1981年から83年まで五次にわたって出された「第二次臨時行政調査会答申」に基づいて遂行された「行政改革」は、スポーツ分野では国のスポーツ施設整備費(国庫補助額)の削減や公共スポーツ施設の民間委託化を方向づけていった(図3)。

かくして、スポーツ参加の多様性を促進する政策志向は、現実には各々の参加形態の専門家を生

み出し、身体運動をともなう参加形態とともなわない形態とのあいだに分極化が進展していくといった、今日のスポーツ現象を顕在化させてしまっている（図4）。

我が国における近年のスポーツ人口の増大は、とりもなおさずメディア・スポーツの隆盛を背景とした「みる」人口の増大であり、少子化や学歴偏重社会の影響から子どものスポーツ離れが進むなかで、「する」人口そのものは伸び悩んでいる。加えて、今日、人びとの体力・運動能力の低下傾向や新たな心身の健康問題等、種々の現代的課題が現れてきている状況のなかで、スポーツはあくまで、肉体的存在である人間の、体を動かすこと自体に対する本源的な欲求にこたえることによって生まれる価値、すなわち健康の保持増進や体力の向上、精神的充足などに対して機能すべきものとして、「するスポーツ」の振興には、現下の高齢社会や生涯学習社会などからも期待が寄せられている。したがって、「する」ことにつながらない「みる」価値の独り歩きは、誤ったスポーツ政策であったとの批判があることは前述したとおりである。

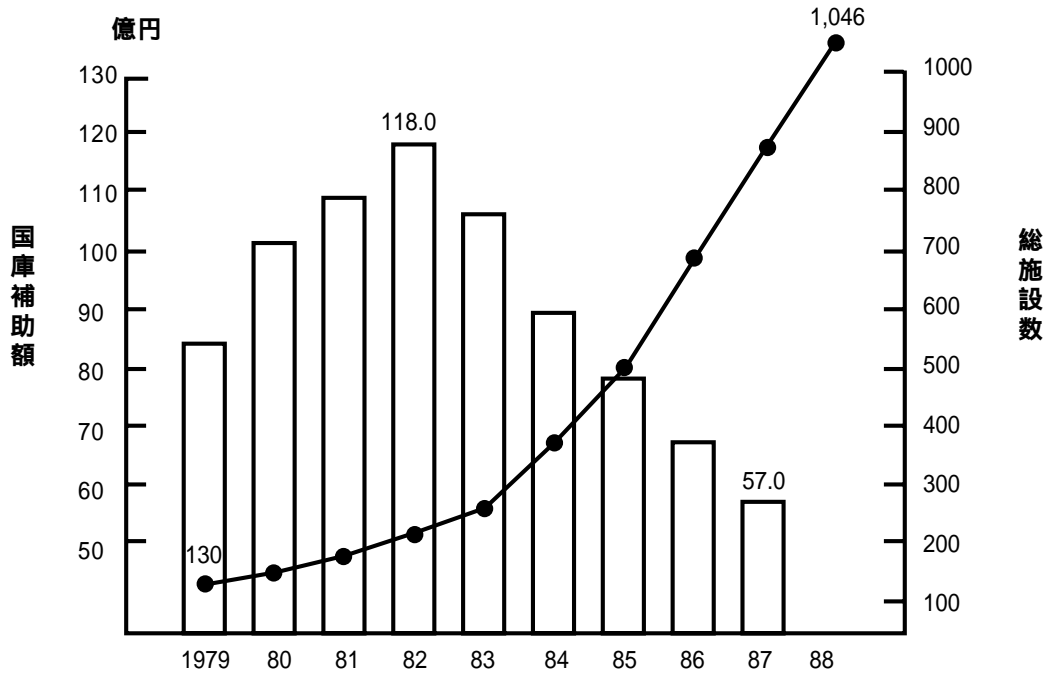
しかしながら、たとえば絵画や器楽演奏が、自ら画家や演奏家となる「する芸術」と、美術館や音楽ホールで彼らのパフォーマンスを鑑賞する「みる・きく芸術」の2つの享受スタイルによって芸術文化として成立しているように、スポーツにおいても、かかる文化享受は「するスポーツ」と「みるスポーツ」が車の両輪のごとく機能し、文化として成熟していくことが求められているといえよう。そして、それら両極に対して横断的に媒介する軸としての「ささえるスポーツ」が、新しいスポーツ概念としてクローズアップされてきている（図5）。成熟社会の反映としての現代のスポーツ概念の広がり、従来のベクトルとは異なる多方向へのスポーツ振興の視点を導いており、それが現代的スポーツ振興のための行政の柱となっているといえる。

とはいえ、芸術の世界がそうであるように、あくまで、そこには「みる」文化対象としての「する」文化が高度なパフォーマンスを具現するものとしてあることを前提としている。そうでなければ多くの「みる」享受者を継続的に存在させることはできないであろうし、それは人間文化としての後退を意味するであろう。

したがって、現在のスポーツ事象にみられるさまざまな参加形態は、それらが相互に影響し合っ、本来的には「するスポーツ」を振興するというインセンティブ効果をもつものとして推進されるべきであり、であるからこそ、「する」ことを支援するスポーツへの関わり方という領域がことさら重要な推進課題になってくると思われる。そして、そのためのスポーツ振興は、21世紀へとつらなる社会においても普遍的な装置として位置づけられるべきものとする。

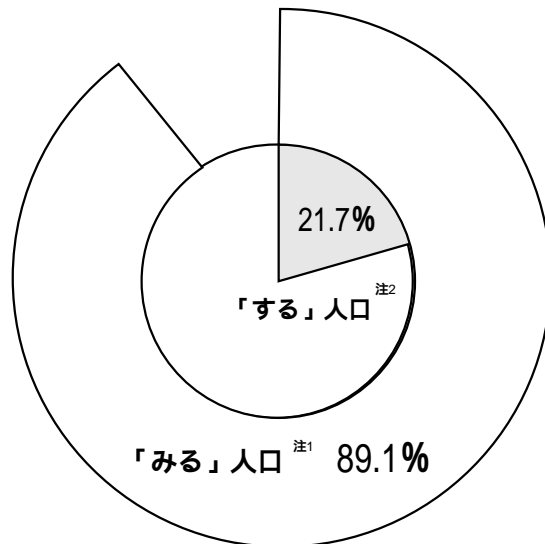
ここに、「する」スポーツへの多様な関わり方を検討する必要性があり、その位置づけを、これからのスポーツ振興のなかに模索していくことが求められるのではないかと考える。





出典:スポーツビジネス研究所「月刊パースパイア」1989-4, 関春南「戦後日本のスポーツ政策 - その構造と展開 - 」大修館書店,1997,405頁より作成

図3 公共スポーツ設備整備費(国庫補助額)と商業スポーツ施設数の推移

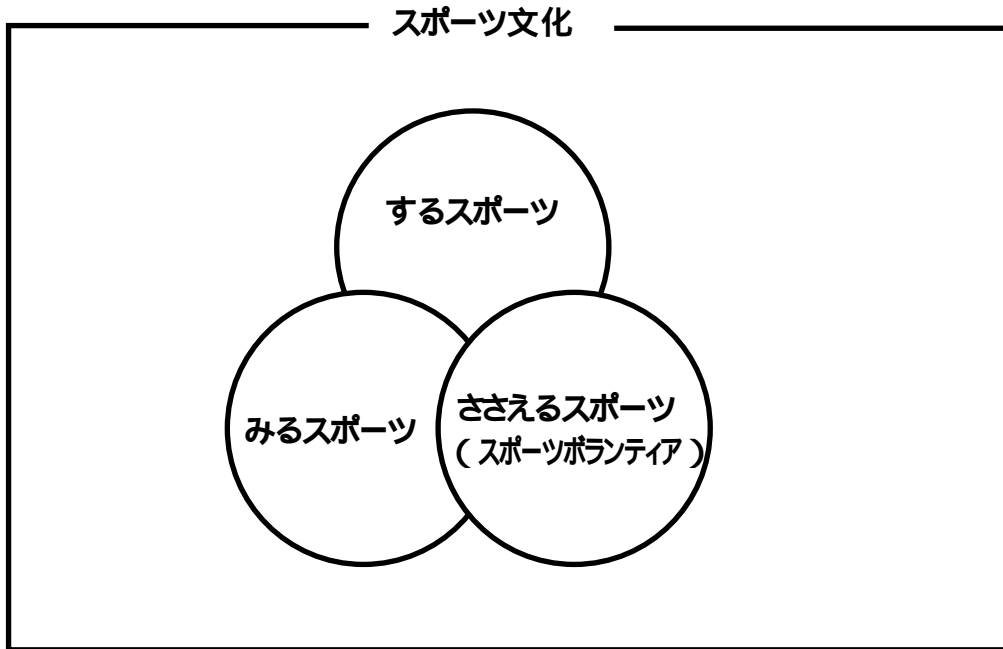


注1:スポーツ観戦者およびテレビ・ラジオ視聴者

注2:定期的な運動・スポーツ実施者(週2回以上:アクティブ・スポーツ人口)

出典:SSF笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査報告書」1994,総理府「体力・スポーツに関する世論調査」1994より作成

図4 「する」人口と「みる」人口



出典:文部省スポーツボランティア調査研究委員会資料(1996)より作成

図5 スポーツ文化享受におけるボランティアの位置づけ

#### Ⅳ 「する」スポーツへの多様な関わり方

##### (1) スポーツを「ささえる」スポーツボランティア

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、その被害の大きさもさることながら、急を知り集結した多くのボランティアたちの活躍が社会的にも注目され、人間社会にとって「たすけ合う」「ささえ合う」ことの大切さをあらためて認識させるきっかけとなった。それ以降、スポーツの世界でも、とりわけイベントの運営に携わるボランティア活動への関心が高まってきており、先の長野冬季オリンピック競技大会(1998年)では、3万2千5百人(団体登録を含む)のボランティアが大会の成功に貢献した。また、近年障害者のスポーツ大会も各地で盛んに開催されるようになり、たとえば大分国際車いすマラソン大会では、毎年約3千人のボランティアによる医務、通訳、選手輸送、競技補助などのほか、車いす修理といった障害者大会ならではのきめ細やかなサポート体制がしかれている。

いまや、どのようなスポーツイベントにおいても、運営力としてのボランティアの存在は不可欠であり、にも拘わらず、我が国のスポーツ界にはまだまだそのノウハウについての蓄積が浅いことが指摘されている。平成9年9月の保健体育審議会の答申でも、「今後、スポーツ界としてボラン

ティア活動の機会を積極的に提供しながら、ボランティアを適切に活用するとともに、スポーツへの多様なかかわり方の一環としてスポーツを支援するボランティア活動の振興を図っていく必要がある」とし、文部省体育局競技スポーツ課は、平成8年4月より「スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究」を進めている<sup>12)</sup>。

## (2) スポーツボランティアの定義

ボランティア (Volunteer) という言葉は、ラテン語の「VOLLO: 決意する」の派生語「VOLLANTAS: 自由意志」から生まれた言葉で、「自由意志で決意する」という意味をもっている。日本語には「志願者」「篤志家」「奉仕者」などと訳され、その行為には、一般に「自発性」「無償性」「公益性」「先駆性」といった理念が求められている。つまりボランティア活動とは、金銭などの報酬を前提にしない、何よりも本人の自発性に支えられた行為であり、特定の個人や集団の利益のためではなく、すべての人びと - 社会 - の利益に貢献する活動であるといえる。

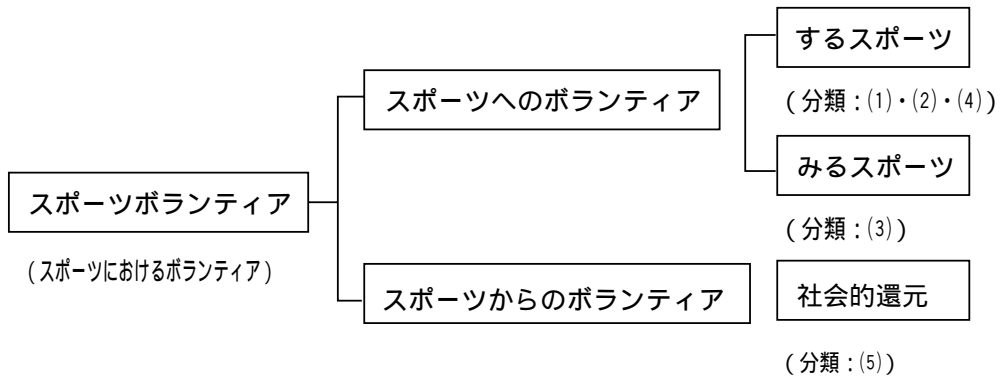
スポーツへの参加形態としてのボランティア活動という意味でのスポーツボランティアには、我が国のスポーツ界がボランティアそのものに対する認識やその実態について関心が薄かったこともあり、これまで明確な定義づけが意識されてこなかった。しかし、現代スポーツにおいてボランティアの果たす役割の重要性が認識されつつあるなかで、ましてやそれを「スポーツへの多様なかかわり方の一環」として振興していくためには、スポーツボランティアとは何であるかの基本概念を明らかにする必要がある。

前出の文部省スポーツボランティア調査研究委員会では、その基本概念を「スポーツにおけるボランティア活動、いわゆるスポーツボランティアは、個人の自由意志に基づき、その知識・技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、地域のスポーツ指導者、福祉（障害者・高齢者等）スポーツへの支援、スポーツイベントへの支援等のスポーツへのボランティア活動と、スポーツ選手やスポーツ団体等によるスポーツ教室、福祉活動等のスポーツからのボランティア活動に区分される」としている（図6）。

## (3) 「する」スポーツへのボランティア

スポーツボランティアは、スポーツへのボランティアとスポーツからのボランティアに大別される。そのなかで、一般の人びとがさまざまな立場で関わることができるのはスポーツへのボランティアであり、そこではさらに「する」スポーツへのボランティアと「みる」スポーツへのボランティアとに分けられる。

「みる」スポーツへのボランティアは、既述したようにイベントのサポートが主たる内容であり、大分車いすマラソンのように毎年開催される定期的な大会であれ、長野五輪のような不定期なものであれ、それは期間に限定のある非日常的なボランティアであるといえる。これに対して「する」スポーツへのボランティアは、地域のクラブや少年団などの指導者や役員、さらには休憩時にお茶



【分類】

- (1) スポーツの指導者
- (2) スポーツリーダー（クラブ等の役員）
- (3) スポーツイベントのサポーター（イベントサポーター、イベント役員等）
  - ①競技ボランティア
  - ②一般ボランティア
- (4) 福祉スポーツのサポーター
- (5) スポーツ選手、団体の社会還元、奉仕等

出典：文部省スポーツボランティア調査研究委員会資料（1996）より作成

図6 スポーツボランティアの分類

を出したり送迎を担当する世話人などをも含めて指し、日常的なスポーツ活動を継続的にささえるボランティアである。

たとえば、日本スポーツ少年団の指導者16万9千5百人は、92万3千人にもものぼる子どもたちを全国各地で指導しており（平成9年度）<sup>13)</sup>、昭和37年の創設以来、青少年の健全育成とともにスポーツの普及と発展に貢献してきた。今日にみられるさまざまなスポーツの隆盛は、こういったボランティア指導者の永年にもわたる研究と努力を抜きには考えられないことであり、この「する」スポーツへのボランティアが、我が国のスポーツを根底からささえてきたといっても過言ではない。

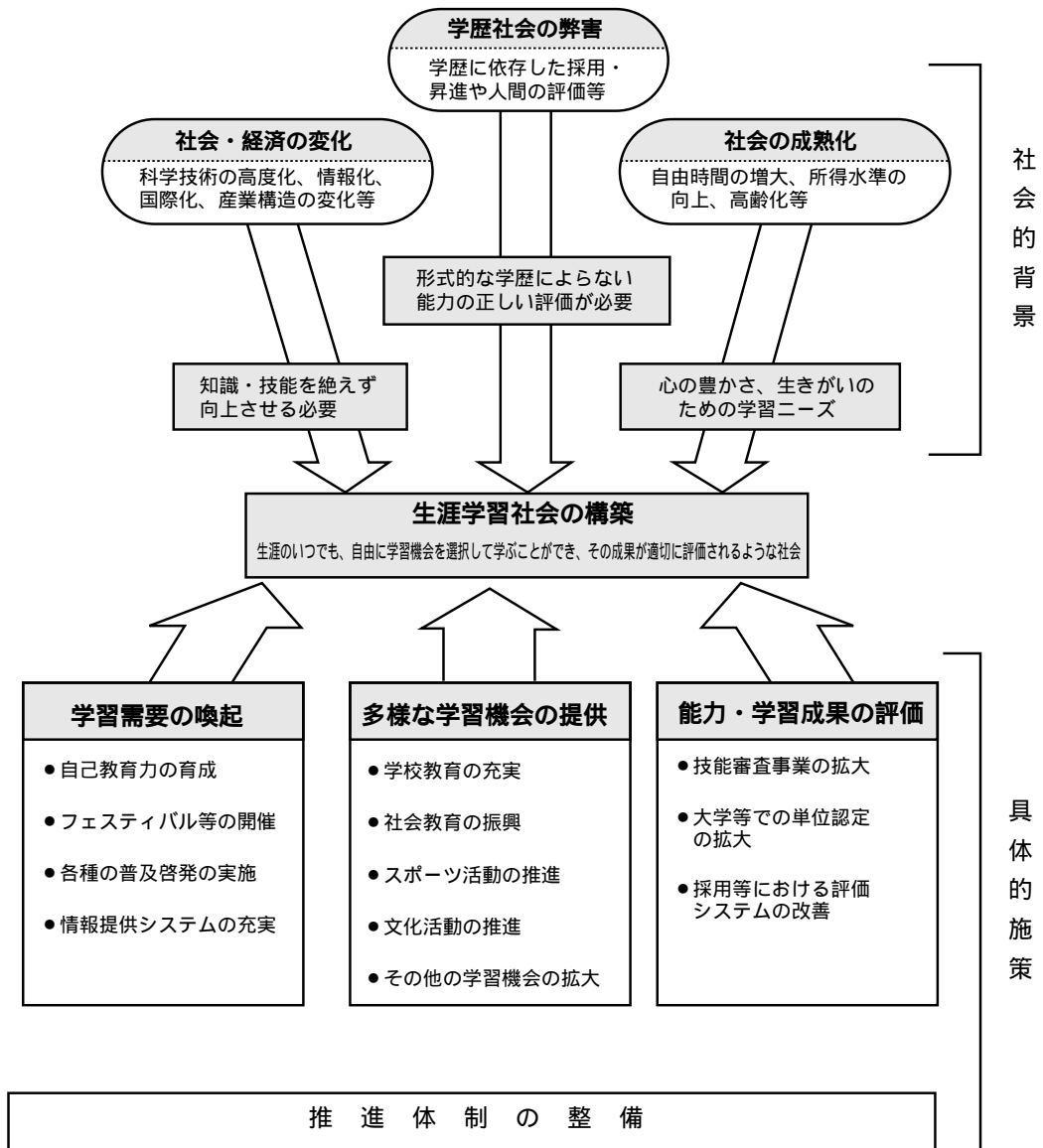
(4) 生涯学習と「する」スポーツへのボランティア

21世紀を目前にし、また成熟社会を迎えている我が国では、今後より豊かで活力のある社会を築いていくために、「人びとが、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような「生涯学習社会」の構築が叫ばれている。

それが求められている社会的背景としては、ひとつには、いわゆる学歴社会の弊害を是正するために、生涯各時期の学習成果が適切に評価される社会をめざすことが必要になっていること。また、社会の成熟化とともに、心の豊かさや生きがいのための学習への需要が増大していること。さらには、科学技術の高度化、情報化、国際化、産業構造の変化など、近年の社会・経済の急速な変化

は、人びとに対して、絶えずそれに対応するための新たな知識や技術の習得を必要としていることなどが指摘されている<sup>14)</sup>。

人びとにおいて、学習活動は、いまや意図的・組織的な学校教育や社会教育のなかだけに留まるものではなく、広く文化活動やスポーツ活動、個人的な趣味、レジャーやレクリエーション活動、ボランティア活動などのなかでも行われるものとして捉えられており、多様な空間での学習活動を総合的に推進していくことが喫緊の課題となっている（図7）。



出典：文部省編「我が国の文教施策（平成6年度）」1994,133頁

図7 生涯学習社会をめざす取り組み

文部省は、平成2年6月に公布された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(生涯学習振興法)に基づいて生涯学習審議会を設置し、同審議会は、平成4年7月には「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申している。この答申では、生涯学習社会をめざす上での具体的な重点課題として、①リカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に関する学習機会の充実の4点を取りあげ、そのなかで生涯学習とボランティア活動との関連性については、「ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習の場」であり、そこには「ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習としての生涯学習」があり、その「学習の成果を生かし、深める実践としてボランティア活動がある」といった相互関連的な視点から捉えている。

「する」スポーツへのボランティアには、スポーツを日常のものとするための、あるいは高度化へと導くための継続的な実践があり、その実践を適切で合理的なものとするための学習が絶えず求められている。今日、生涯の各時期に応じたスポーツ展開をめざす「生涯スポーツ」が叫ばれているなか、「生涯学習」者としてのスポーツボランティアがとりわけ必要となってくるであろうし、それはまた、単なるスポーツ文化の担い手としての側面だけではなく、急激な社会変化による心身の健康問題や地域社会の崩壊など、現代社会における諸課題を背景として、同時に社会ボランティアとして機能することが期待される側面をも併せもってくるであろうと考える。つまり、「する」スポーツへのボランティアは、豊かで活力ある社会の構築と生涯学習社会の形成を進める上で重要な役割を担う社会材であり、社会的役割を強く意識した社会政策としてのスポーツ行政として、「する」スポーツへのボランティアの育成と活動機会の拡大は、これからのスポーツ振興において中心的な推進課題とならなければならないと考える。

そのためにも、「する」スポーツへのボランティアの実態の把握が、いま求められているところである。

文部省体育局競技スポーツ課は、平成10年、スポーツにおけるボランティア活動の実態と課題を明らかにし、我が国のスポーツにおけるボランティアのあり方についての基礎的資料を得ることを目的とした調査を行っている。そのなかで、「する」スポーツへのボランティアについては、全国のスポーツ少年団の指導者および役員を対象にした質問紙調査を実施している。

それによると、スポーツ少年団における「する」スポーツへのボランティア、すなわちボランティア指導者の実態には、若い指導者が定着しないことによるスタッフ不足とともに高齢化への問題状況がみられ、加えて、活動を継続するための社会的・経済的支援の乏しいその境遇は、スタッフの時間的・経済的負担の増大を招来している。にも拘わらず、彼らの活動への継続意欲には高いものがあり、それは、彼らの「スポーツへの情熱」といったものを核とした自らの活動に、自己実現過程を見いだしているからではないかと思われる<sup>15)</sup>。

## V 結びにかえて

「する」スポーツへのかかわり、わけても子どものスポーツ活動に関与するということは、とりもなおさず子どもの成長過程に責任をもつということであり、もっと言うならば未来社会に対して責任の一端を担うということであろう。そういう意味からすると、「する」スポーツへのボランティアが果たす社会的責務たるや絶大なものがあり、またその質を認定する各種の資格付与制度は重要な社会事業と言わざるを得ない。しかしながら、その重要性は福祉ボランティアなどと比較するまでもなく、まだまだ十分に社会に理解されているとは言えず、「好きな者が勝手にやっている」程度にしか見られていないのが実状ではないだろうか。ともすると、彼ら自身にもその認識がない場合もある。

いっぽう、イギリス・CCPR<sup>16)</sup>のボランティア・プログラムである「スポーツ指導者資格」(Sports Leader Awards)<sup>17)</sup>では、その資格取得への過程が学校体育のカリキュラムの一部として単位の振り替えができた、あるいは資格の取得そのものが、しばしばプロコーチや体育教師などの雇用へのパスポートになるなど、スポーツボランティアに対する社会的な位置づけには高いものが窺える。それは、ボランティア活動そのものを適正に評価するイギリスの社会システムの成熟度もさることながら、スポーツリーダーに、地域におけるボランティア運営の中核としての期待を寄せているといった、イギリス社会のスポーツ自体の文化性に対する認識の高さに他ならない。そしてそこには、「ヒューマニズムの再生」をアイデンティティとするカルチャーとしてのスポーツが見えてくる。

我が国のスポーツの文化性は、近代スポーツから現代スポーツへの生成過程の反映とともにあり、今なお近代スポーツの特質である「勝利至上主義」や「優勝劣敗主義」といった「競争原理」に支えられた論理によってかたちづけられている面が強いといえる。そのことが、未だ社会をしてスポーツの文化性を受容しがたい側面を表出させている。

ところで、スポーツの文化史的考察による現代認識では、「近代」という一つの時代の終焉を、近代スポーツの理念が限界にきている点に自覚し<sup>18)</sup>、近代スポーツの概念からはみ出してしまう新しいスポーツが次々と登場しつつある現実のなごれを、稲垣<sup>19)</sup>は「後近代」のスポーツへの時代の転回点であるとしている。そこでは、「競争原理」に代わる「共生原理」への志向につながるスポーツの潮流こそが新しく、そして、これからの時代・社会を生きていくための人間の「生き方」につらなる「思想」が問われていると指摘する<sup>20)</sup>。

スポーツにおけるボランティア活動には、「共生」への思想としての可能性が定義され、わけても「する」スポーツへのボランティアには、直接的な人間交流を基礎として、多くの人びとの人間的可能性を探求する生涯学習としての性質と、人間としての生き方を見つめるヒューマニズムの再生への機能が期待される。

ここに、新しい潮流のスポーツ概念として「する」スポーツへの多様な関わり方が再認識されなければならない理由があり、21世紀社会における洗練されたスポーツ文化への機軸とする原理があるのではないかと考える。

(たかはし しんじ・高崎経済大学地域政策学部助教授)

(ときもと つねつぐ・国士舘大学体育学部助教授)

[註]

- 1) 米川茂信他編『成熟社会の病理学』学文社、1993年、1頁。
- 2) 新田俊三他『成熟社会・日本 - 21世紀への社会戦略 - 』東京書籍、1992年、4頁。
- 3) D・ガポール(林雄二郎訳)『成熟社会 - 新しい文明の選択 - 』講談社、1973年、5頁。
- 4) 前掲書3) 184頁。
- 5) 前掲書4) 257頁。
- 6) 1957(昭和32)年の総理府総理大臣官房広報室の『体力・スポーツに関する世論調査』では、スポーツが「好き」35%、「最近どのくらいスポーツをやっているか」という質問に対して「やった」14%(男20%、女6%)にすぎなかったという調査結果が示すように、スポーツ人口の増加の中身は「みる」スポーツ人口の増加であった。しかし、そうした背景には、「暇がない 84%、場所・施設がない 27%、用具がない 13%」(同調査)といった要因が、人々のスポーツ活動への欲求を阻害していた。したがって、人々の「する」スポーツへの参加は、主体者の意欲の低さというよりも、人々の意欲を行動に具現化させるだけの社会的・経済的諸条件の未熟さが大きな阻害要因であった(浅見俊雄他編『現代体育・スポーツ体系第3巻』講談社、1984年、43頁)。
- 7) 第二次大戦前のわが国では、レジャーを公然と享受することは極めて少数の有閑階級の特権であり、一般大衆は「刻苦精励」「勤儉貯蓄」的価値観によって「仕事=労働」を美德とし、「レジャーや遊び」を罪惡視または軽視していた(させられていた)が、このような考え方は、1950年代後半から60年代にかけて一掃されはじめた。マスコミの力によって「パカンス」や「レジャー」が日常語のように使われ出し、「消費者は王様」「消費は美德」といわれはじめたのもこの時期である。そして、このような国民生活の変化を背景に人々の「する」スポーツへの傾斜が急速化する(前掲書1) 43頁)。
- 8) こういった社会状況の変化を受けて、昭和47年12月、保健体育審議会は「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」答申している。この答申では、「体育・スポーツは、強健な心身の発達をうながし、人間性を豊かにするとともに、健康で文化的生活を営む上にきわめて重要な役割を果たすものである」とする認識と、これまでの体育・スポーツは「選手を中心とする高度なスポーツ振興に重点がおかれ、一般社会における体育・スポーツを振興するための諸条件は、必ずしも整備充実されるにいたらず、今や広く国民の要請に応じ得ない状況にある」との反省をふまえて、「生涯体育」「生涯スポーツ」という新しい観点に立った体育・スポーツ振興策のあり方を示している。
- 9) 前掲書6) 46頁。
- 10) たとえば、バレーボール競技では1988年の最終セットのラリーポイント制の採用に続いて、1998年にはサブ権廃止のルール改正に踏み切っている。従来のサイドアウト制では試合時間にムラがあり、テレビ放映には都合が悪かったことが大きな理由である。  
米国協会のケリー・クロスターマン専務理事は、「他の競技と人気を争うには、バレーはテレビや観客に受けが良いスポーツにならなくてはならない」とコメントしている(『朝日新聞』1998.10.29,朝刊)。
- 11) 関春南他編『スポーツは誰のために - 21世紀への展望 - 』大修館書店、1995年、222頁。



12) 文部省体育局長裁定(平成8年4月15日)による趣旨は、次のとおりである。

近年の社会状況をみると、国民は自己開発や能力の可能性を探求するような文化的な活動によって、より積極的な自由時間の活用を求めている。このような中、スポーツ文化の享受形態としても、「するスポーツ」「みるスポーツ」に加え、「スポーツを支える活動」、すなわちスポーツにおけるボランティア活動が新たにその意義・価値を認められつつある。このため、スポーツにおけるボランティア活動の実態と課題を明らかにし、我が国のスポーツにおけるボランティアの在り方についての基礎的資料を得ることを目的に調査研究を行う。

13) 財団法人日本体育協会・日本スポーツ少年団編『平成9年度スポーツ少年団育成事業報告書』1998年、10頁。

14) 文部省編『我が国の文教施策(平成6年度)』大蔵省印刷局、1994年、132頁。

15) 高橋による本調査は、標本数を「指導者」と「役員」それぞれ750と設定し、郵送法によって行われている。なお、有効回収数および回収率は1,063(70.9%)であった。主な調査結果に基づいた実態は次のとおりである。

#### 活動の役割について

スポーツ団体での主な役割は、「指導」「役員」「指導と役員の両方を兼務」に大別されている。全体の約半数の48.9%が指導者と役員の両方をこなしている状況にあり、団体の運営や活動に費やす時間的、身体的、あるいは精神的負担の大きさは想像に難くない。このことより、日々の活動においても保護者などからの善意のサポートに依存した組織形態をとらざるを得ない団体が少なからずあるのではないかと推察され、スタッフ不足が大きな特徴として挙げられよう。

全体の年齢層をみても、50代(23.6%)が最も多く、次いで40代(22.4%)、60代(19.9%)と中高年層が中心となっている。現場では若いスタッフを求める声も多く、ジュニアリーダーやシニアリーダーなど中高生をも視野に入れた、若い世代の指導者発掘とその養成を積極的に進める方が急務であると思われる。

#### 年間の活動日数について

指導者、役員および兼務者の年間の平均活動日数は、それぞれ111.5日(±71.6)、57.7日(±56.8)、112.7日(±67.4)であり、指導活動においては年間の3分の1を傾注させている状況が見てとれる。このことは、本人はもとより家族をはじめとする周辺の犠牲の上に成り立っている活動であることを意味しており、こういった活動が、負担ばかりが大きくて社会的に何ら認められないものとしてはならない。「青少年の健全育成」というテーマは、言うまでもなく特定の大人だけでなく社会全体が責任を負うべきものであり、「スポーツを通じた健全育成」活動に対して、社会全体が理解を深め、より多くの人が積極的に関与できる社会意識の涵養こそが重要であると思われる。

#### 活動の報酬について

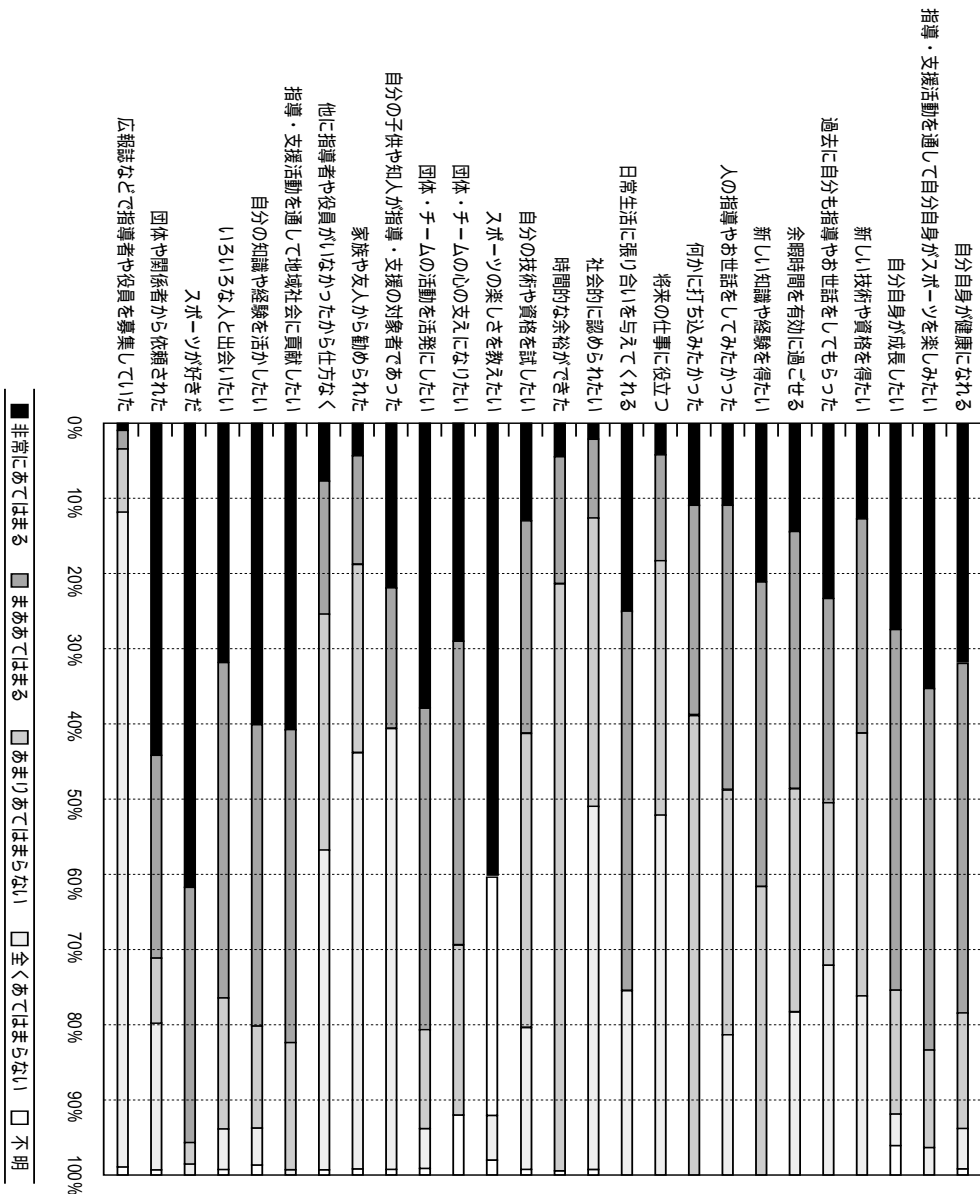
指導・支援することによる金銭的な報酬(謝金)については、全体の89.5%がその活動に対する謝金は受けておらず、ほとんどの者がまったくの無報酬で活動していることがわかる。しかも、その77.3%は「今後とも謝金は必要ない」と回答している。我が国の少年スポーツ界が、こういった善意のボランティアに支えられてきたことを考えると、また同時に、「適切な謝金を受け取りたい」と訴えている者も10.7%いることを考え合わせても、社会のしくみとして、彼らに対して何らかの支援や地位向上を保障する手だてを模索していくことが、今後の課題であろうと思われる。

#### 活動への動機について

指導・支援活動を始めたきっかけや動機については、基本的に「スポーツが好きだ」という本人の気質が大きく作用しており(95.9%)、スポーツによって自信の受けた恩恵が大きなものであったという背景が感じられる。したがって、自身がそうであったように「スポーツの楽しさを教え

たい」という意識が強く(92.9%)、そこに「自分の知識や経験が活かせる」(80.2%)のであれば、それらを通して「地域社会に貢献したい」(82.4%)とか「団体・チームの活動を活発にしたい」(80.7%)といった、社会的役割を意識した社会還元的な動機に起因していると考えられる(図8)。

一般に、人が社会活動へと傾倒していく行為の根底には、社会から認知される自己への期待という意識の潜在は否定できないが、「社会的に認められたい」というような社会的自己(地位、名声)を求める姿勢は相対的に低かった(12.3%)。むしろ、「いろいろな人との出会い」を求める(76.9%)ことによって「自分自身が成長したい」(75.2%)といったような、新たな自己実現を模索していく過程に力点を置いているようである。そして、最終的には「自分自身がスポーツを楽しみたい」(83.6%)というように、スポーツからの恩恵を期待する本質的な動機に帰着していると思われる。



活動の成果について

指導・支援活動の成果については、本質的な動機からくる「自分自身がスポーツを楽しむこと」(83.6%)や、自己実現の過程において重要な要素であった「いろいろな人と会うこと」(96.6%)、および「自分自身が成長すること」(79.9%)などに高い成果が認められた(図9)。

また、社会的動機に根ざしていた「スポーツの楽しさを教えること」(90.0%)や「地域社会に貢献すること」(81.6%)、さらには「自分の知識や経験を活かすこと」(85.1%)、「団体・チームの活動を活発にすること」(78.4%)などの成果についても高い自己認識があり、これらの達成感や自己効力感が自身の「健康感」(83.9%)や日常生活での「張り合い感」(77.7%)を生んでいるのではないかとと思われる。

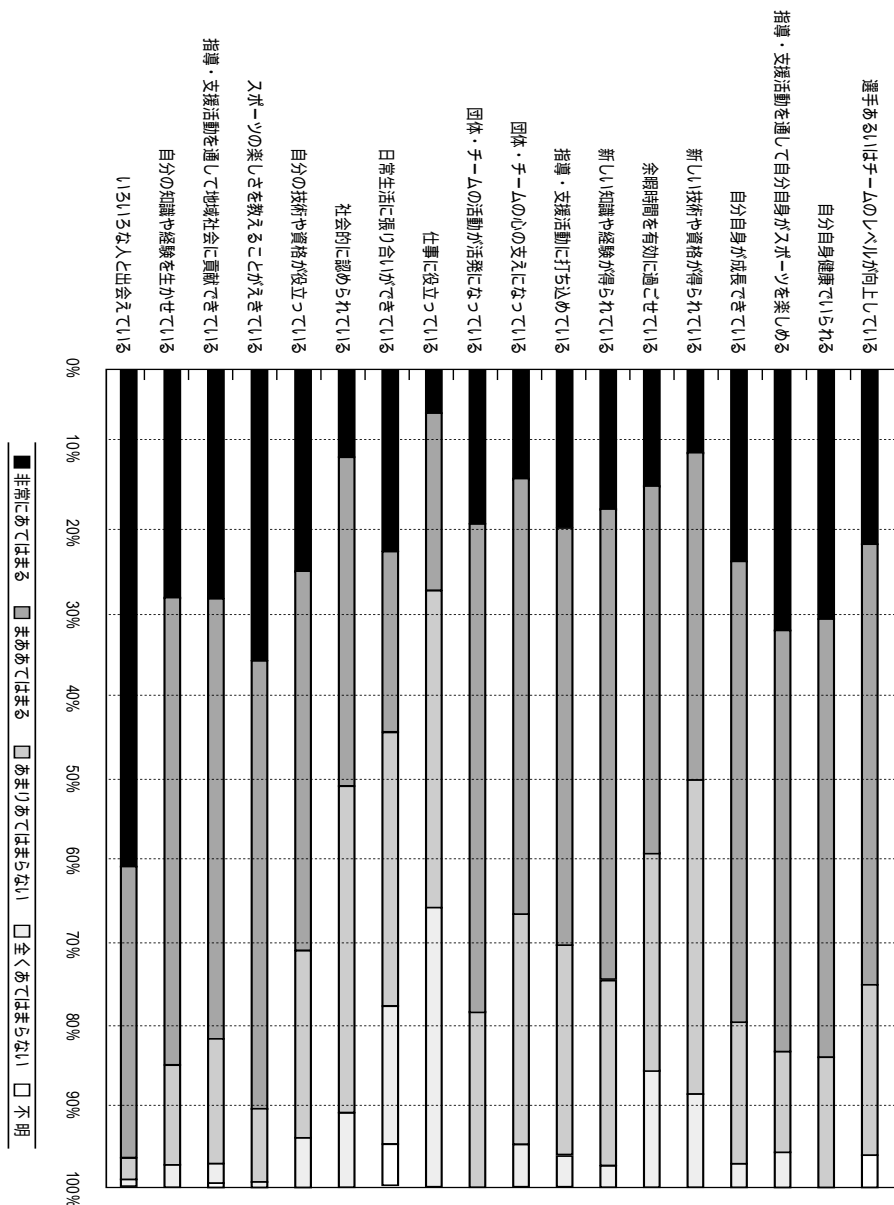


図9 活動の成果

## 活動の位置づけについて

現在の指導・支援活動に対しては、全体の87.1%が「ボランティア活動」と位置づけしており、今後も「是非、続けよう」「なんとか続けよう」と継続の意志をもっている者も93.2%にのぼっている。年代別にみても50代が23.9%と最も多く、以下40代(22.6%)、60代(20.0%)、30代(17.7%)、20代(14.2%)と続いている。一方、「あまり続けようとは思わない」「もうやめようと思う」といった継続意志の低い者は全体で6.5%ではあるものの、年代別で見ると30代(24.3%)と40代(20.0%)の若い層にその割合が高かった。

このように、今後の活動に対してはほとんどの者が積極的な姿勢を見せており、これまでの活動への満足度の高さとともに、何よりもボランティアとしての社会的な使命感の高さを窺わせる。しかしながら、その積極さにも、若い層には中高年層ほどの高さは見受けられず、ボランティア活動自体への捉え方に断層が感じられる。

- 16) フィリス・コルソン(Phyllis Colson)女史の尽力によって、1935年に「レクリエーション的身体トレーニング中央審議会」(Central Council of Recreative Physical Training)として設立され、1944年に現在の「身体レクリエーション中央審議会」(Central Council of Physical Recreation)へと名称を変更している。当初より『スポーツ・レクリエーション独自の声を』というスローガンを掲げ、英国における自発的・自立的スポーツ・レクリエーション団体の声を代弁する組織として発展してきた。現在では、285を数える団体をはじめ150,000のスポーツクラブの利益を代表し擁護する、包括的な団体となっている。設立以来の目標は、次の3つである。

性別を問わずできる限り多くの人びとが、あらゆる形態のスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、促進策を実施すること。

個々のスポーツ団体のため、これら各団体の利益を、個別に、または全体として代表する組織となること。

スポーツの重要性に対する人びとの知識と関心を高めること。

- 1957年、CCPRに設置された「ウォルフenden委員会」の報告書『スポーツとコミュニティ』(1960年)がきっかけとなって、1965年以来政府に対する「アドバイザー・ボディ」として置かれていた「スポーツ審議会」(Sports Council)が、1972年の国王憲章(Royal Charter)により、予算配分など重要な権限をもつ「執行機関」として新しく発足したことともない、CCPRはその機能を縮小するとともに、スポーツ・カウンシルの助言的独立機関として存続している(イ: 笹川スポーツ財団『英国のスポーツ・レクリエーション関係組織』1992年、5 - 10頁。ロ: CCPR『What It Is, What It Does and How It Operates』4 - 12頁)。

- 17) 英国のスポーツ・レクリエーションは、公共、ボランティア、民間部門から成る広範囲の協力関係に依存している。なかでも、コーチや競技役員等のボランティアたちが各地域の各種活動に対して、無償で奉仕・協力を行っている時間は毎年約4,500万時間にのぼっている。

CCPRは、このボランティアが果たしている役割に対する一般の人びとの関心を高めるとともに、ボランティアとしての参加の拡大をめざすことが重要であるとの認識にたつて、1982年、「地域スポーツ指導者資格制度」(Community Sports Leaders Award Scheme)を創設した。この事業の目的は、各地域において、各々が選ぶスポーツ種目についてのリーダー、オーガナイザー、コーチになることを希望する人びとを募ることにより、ボランティア活動を支援しこれを拡大することにある。

現在では、青少年のスポーツ活動の発展に関する危機感から設置した「英国スポーツ・トラスト」(British Sports Trust)の「スポーツ指導者資格」(Sports Leader Award)として展開されており、たとえば、志願者がもっとも多い16歳から25歳までの層では、毎年35,000人が2,500以上の養成コースに登録している。そしてCCPRは、2000年にはその数を50,000人に近づけようとしている(前掲書16)口21頁)。

この事業には、その中心となる価値を5つ掲げ、4つの資格を設定している(British Sports

Trust CCPR 『Sports Leader Awards -Developing Leadership Through Community Sport-』)

#### 5つの価値

##### 人間的な成長

：自らの長を伸ばし、人びとを支援するための技術を発達させる。

##### 雇用への手段

：スポーツ指導者資格は、しばしば雇用へのパスポートとなる。

##### リーダーシップの育成

：スポーツを通じて、リーダーとしての技術と信頼を身につける。

##### 地域におけるボランティア活動

：若いリーダーの姿勢と技術は、地域社会をより活発な生活の場に変える。

##### 少年犯罪の減少

：積極的で安全な活動は、少年たちをトラブルから保護する。

#### 4つの資格

##### 少年スポーツ指導者(Junior Sports Leader)

：この資格は、スポーツ指導技術を身につけることを希望する14歳以上の若者のためにデザインされたものであり、あらゆるスポーツ活動に応用できる一般的な技術を発展させている。またその過程は、彼らに対する個人的・社会的教育としても貢献している（学校体育カリキュラムの単位の一部に振り替えができる）

##### 地域スポーツ指導者(Community Sports Leader)

：この資格は、安全なスポーツ・レクリエーション活動をするグループへの指導技術を身につけることを希望する16歳以上の人びとのためのものであり、コーチや教師、若いリーダーや競技役員等の助けとなる高い技術と意欲を備えた指導者を養成している。これは、さらなる資格取得に向けての理想的なファースト・ステップであり、スポーツにおけるボランティア活動を奨励するものである。

##### ハンソン上級スポーツ指導者(Hanson Higher Sports Leader)

：この資格は、地域スポーツ指導者資格を基礎とした、より熟練された指導技術を構築させるものであり、スポーツやレジャー産業への雇用の手段としてもみられている。ここでは、18歳以上であるということと、その能力において応急手当や特定のターゲット・グループ（子ども、身体障害者、高齢者）にも対応できる指導力、さらにはイベントの組織力などが求められ、地域におけるボランティア運営の中核として期待されるものである。

##### 野外活動基礎指導者(Basic Expedition Leader)

：この資格は、野外に興味をもつ人びとのためのものであり、彼らを安全で楽しい野外活動へと導く訓練を行っている。この資格の主なねらいは、「自分に責任をもつこと」「他人の面倒をみること」「自然環境に関心をもつこと」「これらの技術を伝達すること」といった技術を発展させることである。

18) 稲垣は「スポーツの世界では長い間、「競争原理」が錦の御旗として掲げられてきた。つまり、平等の条件のもとで、公平なルールにもとづき、自由に競い合うことこそが近代スポーツの優れた特質である、と評価されてきた。それが、ようやく「ドーピング」問題を契機にしてスポーツにおける「規制」の問題が前面に出てきている。このあたりから、人間の能力の限界に挑戦するという近代スポーツの大きな魅力の一つに翳りがではじめた」と指摘している（稲垣正浩『スポーツの後近代』三省堂、1995年、226頁）。

19) 前掲書18) 226頁。

20) 稲垣正浩「新しいスポーツの潮流 - その文化史的考察」『体育科教育1992-1』大修館書店、1992年、14-18頁。